

令和4年10月27日

厚生労働省医政局
医事課長 山本 英紀 殿

一般社団法人日本カイロプラクターズ協会

名誉会長 赤松 正雄

会長 高柳 師門



「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」(三浦レポート)

再考に関する要望書

1916年に初めてカイロプラクティックが日本に紹介されてから今日に至るまで未だ資格制度が確立されておらず、玉石混交化した業界構成であるが故に、施術に起因した健康被害の増加や各種コンプライアンスが遵守されていない状況が加速されています。

当会（日本カイロプラクターズ協会）の支援により設立された日本カイロプラクティック登録機構はWHO基準のカイロプラクティック教育を履修した施術者（カイロプラクター）を登録管理することを目的としています。また当会はWHOの非政府組織に加盟する世界カイロプラクティック連合の日本代表団として国内のカイロプラクティック業界の資質向上を目的に活動しています。

日本におけるカイロプラクティック業界の玉石混交化の現状はWHOが推奨するカイロプラクティックの教育基準を満たす教育が学校法人下で実践できないことが一因です。例えば国内で唯一の国際認証教育機関である東京カレッジ・オブ・カイロプラクティック(TCC)は学校法人でのカイロプラクティック教育が認められず、会社法人として運営されてきましたがやむなき事由により先般閉校となりました。カイロプラクティック専門教育を学校法人のもと専修学校や高等教育機関で導入する試みも行われましたが、行政による様々な参入障壁に阻まれて開校が認められなかった経緯があります。

こうした経緯に至った主な理由としては、1991年に貴省により委託された「脊椎原性疾患の施術に関する医学的研究」(三浦レポート)の存在があげられます。本レポートは海外で普及している水準でのカイロプラクティックの安全性や有効性の客観的評価が行われておらず、とりわけ人選や調査方法等々においても問題があり公的な調査研究とは言い難いものです。

つきましては本レポートが公表されてから31年が経過する中で、貴省により本レポートの内容について再考察がなされ、一般論ではなく施術者を特定してWHO基準の教育に焦点を当てた上で、俯瞰的視点から安全性と有効性についての調査研究が改めて実施されることを強く要望いたします。